3 法令改正について

3-1 法令等の改正動向 (平成30年3月以降)

(1) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
告示	H30.3.30	告示第47号	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部が改正。 ※H30.4.1付けで施行。
告示	H30.3.30	告示第48号	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器 再検査の方法等を定める告示及び国際相互 承認に係る容器保安規則に基づき容器の規 格等の細目、容器再検査の方法等を定める 告示の一部が改正。 ※H30.4.30付けで施行。

(2) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
告示	H30.3.30	告示第49号	保安検査の方法を定める告示の一部が改正。 ※H30.4.30付けで施行。
省令	H30.3.30	省令第6号	容器保安規則、冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則及び国際相互承認に係る容器保安規則の一部が改正。 ※H30.4.30付けで施行。 ※ただし、一部の規定は、H30.4.1付けで施行。

(3) 法令等の改正動向

種 別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H30.3.30	20180323 保局第4号	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程が制定。なお、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程(20140625商局第1号)については廃止。 ※H30.3.30付けで施行及び廃止。 ※ただし、一部の規定は、H30.4.30付けで施行。

(4) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H30.3.30	20180323 保局第5号	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定についてが制定。 なお、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(内規)(20150924 商局第1号)は廃止。 ※H30.4.1付けで施行及び廃止。
通達	H30.3.30	20180323 保局第6号	特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてが制定。 なお、特定認定事業者及び自主保安高度化 事業者の認定について(内規)(20170309商 局第4号)は廃止。 ※H30.4.1付けで施行及び廃止。

(5) 法令等の改正動向

種 別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H30.3.30	20180323 保局第9号	液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用についてが制定。 なお、液化石油ガス保安規則の機能性基準 の運用について(20160920商局第3号)は廃止。 ※H30.4.1付けで施行及び廃止。

(6) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H30.3.30	20180323 保局第10号	容器保安規則の機能性基準の運用についてが制定。 なお、容器保安規則の機能性基準の運用について(20130409商局第4号)は廃止。 ※H30.4.1付けで施行及び廃止。
通達	H30.3.30	20180323 保局第11号	保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充塡についてが制定。なお、保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充塡について(内規)(平成23・09・01原院第1号)は廃止。 ※H30.4.1付けで施行及び廃止。

(7) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H30.3.30	20180323 保局第12号	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の 規定による試験を行う者及び同項第13号等の 規定による製造を行う者の認定等についてが制 定。 なお、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11 号等の規定による試験を行う者及び同項第13 号等の規定による製造を行う者の認定等について(20160216商局第4号)は廃止。 ※H30.4.1付けで施行及び廃止。
通達	H30.3.30	20180323 保局第13号	高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19 条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基 づく軽微な変更の工事の取扱いについてが制定。 なお、高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、 第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項 に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて (20170309商局第5号)は廃止。 ※H30.4.1付けで施行及び廃止。

(8) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H30.3.30	20180323 保局第14号	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用についてが制定。なお、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(20121204商局第6号)は廃止。 ※H30.3.30付けで施行及び廃止。
通達	H30.3.30	20180323 保局第15号	コンビナート等保安規則の機能性基準の運用についてが制定。 なお、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について(20121204商局第7号)は廃止。 ※H30.3.30付けで施行及び廃止。

(9) 法令等の改正動向

種別	改正 年月日	番号等	改正内容
省令	H30.7.17	省令第48号	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、及び高圧ガス保安法の規定に基づき、容器保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、高圧ガス保安規則、高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令及び国際相互承認に係る容器保安規則の一部が改正。 ※H31.4.1付けで施行。
告示	H30.11.14	告示第219号	平成9年通商産業省告示第150号(容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示)及び平成28年経済産業省告示第184号(国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示)の一部が改正。 ※H30.11.30付けで施行。

(10) 法令等の改正動向

種別	改正 年月日	番号等	改正内容
告示	H30.11.14	告示第220号	高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示が 定められた。 なお、高圧ガス設備等耐震設計基準(昭和56 年通商産業省告示第515号)は廃止。 ※H31.9.1付けで施行。 ※H31.8.31限りで廃止。
省令	H30.11.14	省令第61号	容器保安規則、冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、特定設備検査規則、コンビナート等保安規則及び国際相互承認に係る容器保安規則の一部が改正。 ※H31.9.1付けで施行。 ※ただし、容器保安規則の一部改正規定及び液化石油ガス保安規則の様式に係る改正規定は平成30年11月14日、国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正規定は平成30年11月30日付けで施行。

(11) 法令等の改正動向

種 別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H30.11.14	20181105 保局第1号	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程が制定。 ※H31.9.1付けで施行。 ※ただし、(9)はH30.11.14付けで施行、(9)の2及び(9)の4はH30.11.30付けで施行。
通達	H30.11.14	20181105 保局第2号	容器保安規則の機能性基準の運用について の一部を改正する規程が制定。 ※H301114付けで施行及び廃止。
通達	H30.11.14	20181105 保局第4号	国際相互承認に係る容器保安規則の機能性 基準の運用についてが制定。 なお、国際相互承認に係る容器保安規則の 機能性基準の運用について(20160613商局 第4号)は廃止。 ※H30.11.30付けで施行。 ※H30.11.29限りで廃止。

(12) 法令等の改正動向

種 別	改正 年月日	番号等	改正内容
通達	H30.11.14	20181105 保局第5号	高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用についてが制定。なお、以下の通達は平成31年8月31日限りで廃止。 ・高圧ガス設備等耐震設計基準の運用及び解釈について(平成09・04・21立局第6号) ・耐震設計構造物の応力等の計算方法及び計算を行う者の認定について(57立局第25号) (ただし、Ⅲ8. 及び10. の規定については、この規程6.(1)①に掲げる者が6.(1)②の申請を行うまでの間は、なおその効力を有する。) ・認定者等評定実施要領等について(57立局第18号)・標準認定計算方法の通知について(57立局第154号)・標準認定計算方法の通知について(60立局第734号)・標準認定計算方法について(62立局第2190号)

(13) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容	
通達	H30.11.14	20181105 保局第6号	特定設備検査規則の機能性基準の運用についてが制定。 なお、特定設備検査規則の機能性基準の運用について(20160920商局第4号)は廃止。 ※H31.9.1付けで施行。 ※H31.8.31限りで廃止。	
通達	H30.12.21	20181217 保局第1号	高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領(内規)の一部を改正する規程が制定。 ※H31.1.1付けで施行。	

(14) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
告示	H30.12.27	告示第254 号	国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部が改正。 ※H31.1.2付けで施行。
省令	H30.12.27	省令第72号	容器保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則、高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令及び国際相互承認に係る容器保安規則の一部が改正。 ※H31.1.2付けで施行。

(15) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容	
通達	H30.12.27	20181210 保局第1号	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)等の一部を改正する規程が制定。 ※H31.1.2付けで施行。	
通達	H30.12.27	20181210 保局第2号		

(16) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
告示	H31.1.11	告示第16号	平成17年経済産業省告示第84号(保安検査の方法を定める告示)の一部が改正。 ※H31.1.11付けで施行。
省令	H31.1.11	省令第2号	一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保 安規則の一部が改正。 ※H31.1.11付けで施行。
通達	H31.1.11	20181225 保局第2号	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程が制定。 ※H31.1.11付けで施行。

3 法令改正について3 - 2 改正の内容

(1)処理能力の合算規定の見直し

- ①施行日:平成30年4月1日
- ②概要:製造施設において、<u>同一の処理設備</u>が並列で設置され、<u>同時に稼働できないことが確実</u>である場合にあっては、処理能力を合算しないことととなった。
- →同時に稼働できないというのは、三方弁等により物理的に同時に稼働できない場合のみならず、 電磁的方法(インターロック等)による場合も含まれる。

(2) 圧縮水素スタンドの基準改正

- ①施行日:平成30年4月1日
- ②概要:
 - ア 敷地境界に対しての距離の措置の例示
 - イ 散水方法の合理化
 - ウ 容器置場における充塡容器等の温度上昇を 防止する措置の明確化

ア 敷地境界に対しての距離の措置

- ・敷地境界に対しての距離の緩和について、障 壁の他に次のことにより距離を緩和することが 可能となった。
 - (ア) ディスペンサーから公道までの距離
 - →ディスペンサーを不燃材料製の筐体
 - (イ) 高圧ガス設備から敷地境界までの距離
 - →高圧ガス設備のフレームによる遮蔽

イ 散水方法の合理化

・蓄圧器の温度上昇防止措置において蓄圧器に 外部からの輻射熱等を有効に遮る覆い等を設け た場合は、必要散水量の算定方法や水源の確保 について条件が緩和されることとなった。

- ウ 容器置場における充塡容器等の温度上昇 を防止する措置の明確化
- ・第6条第2項第8号ホ中「温度40度…」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じること、又は、外気温の影響による温度上昇を防ぐため、直射日光を遮り、通風を確保する等の措置を講じることをいう。

なお、水素スタンドの容器置場において必ず しも散水装置の設置を義務付けているものでは ない。

(3)保安検査方法に関する民間規格改正への対応

①施行日:平成30年4月1日

②概要:保安検査方法に関する民間規格(KHKS

0850) の改正に伴う告示の改正

保安検査基準 (KHKS 0850-1 (2017) 他) が制 定されたことを受けたもの。

〈KHKS 0850-1 (2017) の主な改正〉 保安電力に関する検査方法で、空気又は窒素だめ を用いる設備の検査方法が具体的に示された。

(4) 大規模地震及び津波に係る対策の 危害予防規程への追加

- ①施行日:平成31年9月1日 (既存事業所における経過措置: 平成32年8月31日まで)
- ②概要:危害予防規程に定める事項が追加された。 ア 大規模地震に係る防災及び減災対策
 - イ 津波防災地域づくりに関する法律第8条第 1項の規定により津波浸水想定が設定された 区域内にある事業所の場合にあっては、津波 に係る対策(避難、設備の安全な停止、防災 教育、自治体への情報提供、容器の流出対策 など)

「危害予防規程に追加する事項一覧」

	対 象 事 業 所						
	第1種	津波防災区域づくりに関する法律第8条の規定により津波浸水想定が設定された区域(※)内にある第1種製造事業所					
危害予防規程に追加する事項		一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則又はコンビナート等保安規則適用事業所 冷凍保安規則適用事業所					
心舌 ア 切 졌性に迫加 9	製造事業所	当該事業所の所在地における津 波浸水想定が3mを超える場合	当該事業所の所在地における津波浸水想定 が1m(車両に固定した容器にあっては、 2m)を超える場合	左記以外	当該事業所の所在地に おける津波浸水想定が 3mを超える場合	左記以外	
大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。	0	0	0	0	0	0	
津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その 他の避難に関すること。		0	0	0	0	0	
津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。		0	0	0	0	0	
津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。		0	0	0	0	0	
津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事に対する当該被害の想定に係る情報提供の関すること。		0			0		
充填容器等(高圧ガスを燃料として使用する車両に固定して燃料装置用容器を除く。)の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関すること。		0	0				
津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤その他保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。		0	0	0	0	0	
津波による被害を受けた製造施設の保安確保の 方法に関すること。		0	0	0	0	0	

(5) 耐震基準の性能規定化

- ①施行日:平成31年9月1日
- ②概要:高圧ガス設備等における耐震設計の詳細な基準となる、設計地震動、応答解析、貯槽の算定応力等を定めていた高圧ガス設備等耐震設計基準を廃止。
- ・耐震設計構造物に求められる耐震性能及びその評価 についてのみ規定する高圧ガス設備等の耐震性能を定 める告示を新たに制定。
- ・詳細な基準となる、設計地震動、応答解析、貯槽の 算定応力等は耐震告示例示基準として制定(例示基準 の中でその方法は耐震設計に関するKHKS 0861及び KHKS 0862によると記載)。

(6) 事故の定義の改正

- ①施行日:平成31年1月1日
- ②概要:可燃性ガスの締結部、開閉部、可動シール部からの微量漏えいを高圧ガス事故から除外されることとなった。

(7) 圧縮水素スタンドに関する規制見直し

- ①施行日:平成31年1月11日
- ②概要:
- ア 圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの販売に 関する保安台帳の廃止
- イ 圧縮水素スタンドにおける販売主任者選任の 一部不要化
- ウ 定置式圧縮水素スタンドに関する保安検査方 法として民間規格を指定

(平成32年3月31日まで経過措置として改正前の別表による保安検査が認められている。)

ア 圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの販売に関する保安台帳の廃止

水素スタンドにおける水素充塡による高圧ガス販売の技術基準から保安台帳作成を削除し、水素スタンドにおける燃料電池自動車への水素充塡を行う場合については、保安台帳策定の対象外とすることとなった。

イ 圧縮水素スタンドにおける販売主任者選任の一 部不要化

販売主任者の選任要件の規定において、製造と販売を行う者が別の事業者であっても、第一種製造事業者が販売業者の販売に際しての保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されていることが契約及び危害予防規程において確認できる水素スタンドにおける水素の販売を販売主任者選任の例外とすることとなった。

ウ 定置式圧縮水素スタンドに関する保安検査方 法として民間規格を指定

定置式圧縮水素スタンドに関する保安検査基準(KHK/JPEC S 0850-9(2018))の告示指定

(ア) 圧縮水素スタンドの設備のうち、一般的な高圧ガス設備と共通の設備についての保安検査方法については、一般的な高圧ガス設備の検査方法として告示指定されているKHK S 0850-1 (2017) の検査方法を同様のものを指定

(イ) 圧縮水素スタンドに固有の設備に関する保安検 査方法については、水素スタンドの特性を踏まえた方 法を規定

- a 蓄圧器の検査方法
- b セーフティカップリングの検査方法 等

a 蓄圧器の検査方法

- ・管理された水素以外の水素を取り扱う蓄圧器について
 - →1年ごとに開放検査を実施
- ・管理された水素を取り扱う蓄圧器について
 - →新たに規定された**表6**に従って開放検査周期を設定することとなった。
 - ①材料及び設備の種類の要件を満たしている場合
 - ②材料の要件を満たしている場合
 - ③設備の種類の要件を満たしている場合
 - ④材料と設備の種類の要件を共に満たしていない場合

「表6ー蓄圧器(管理された水素を取り扱うものに限る。)の開放検査の周期」と分類される蓄圧器の具体例 (その1)

使用材料	設備の種類	周期	分類される例
水素による 劣化損傷が 発生するお それのない 材料	・大臣特認又は 事前評価品で ある・設計圧力サイクル数がある・圧力変動記録がある	原則:寿命の 半分 例外:外部か ら非破壊検査	 ・A6061ライナー・CFRP製蓄圧器(Type3)で特認・事前評価をKHKTD5202を基に取得し、特定設備検査合格日以降の全内圧変動の記録のあるもの。 ・プラスチックライナー・316Ni当量材製ボス・CFRP製蓄圧器(Type4)で上記に相当するもの。
	上記以外	原則:3年 例外:外部から非破壊検査 (原則連続採 用不可)	・A6061ライナー・CFRP製蓄圧器(Type3)で 特認・事前評価は上記と同様であるが、内 圧変動記録のないもの。 ・SUS316Ni当量材製蓄圧器(Type1)で特定 則及び例示基準どおりに検査を受け合格し たもの。

「表6ー蓄圧器(管理された水素を取り扱うものに限る。)の開放検査の周期」と分類される蓄圧器の具体例 (その2)

使用材料	設備の種類	周期	分類される例
水素による 劣化損傷が 発生するお それのない 材料 <u>以外の</u> もの	・大臣特認又は事前評価品である・設計上の寿命がある・圧力変動記録がある	原則:寿命の 半分 例外:外部から非破壊検査	・CrMo鋼製蓄圧器(Type1)で特認・事前評価をKHKS0220を基に取得したもので特定設備検査合格日以降の全内圧変動の記録のあるもの。 ・CrMo鋼ライナー・フープラップCFRP製蓄圧器(Type2)で特認・事前評価を受けたものであって、特定設備検査合格日以降の全内圧変動の記録のあるもの。
	上記以外	原則:初回2 年、以降3年 例外:外部か ら非破壊検査 (原則連続採 用不可)	・CrMo鋼製蓄圧器(Type1)で特認・事前評価をKHKS0220を基に取得したもので特定設備検査合格日以降の全内圧変動の記録のないもの。 ・CrMo鋼ライナー・フープラップCFRP製蓄圧器(Type2)で特認・事前評価を受けたものであって、特定設備検査合格日以降の全内圧変動の記録のないもの。 ・SCM435製蓄圧器(Type1)で特定則及び例示基準どおりに検査を受け合格したもの。

表 6 ①材料及び設備の種類の要件を満たしている場合原則:寿命の半分

〈最大使用期間は15年、限界圧力サイクル数は設計圧力サイクル数の2.6倍の場合〉

【開放検査周期の設定例】

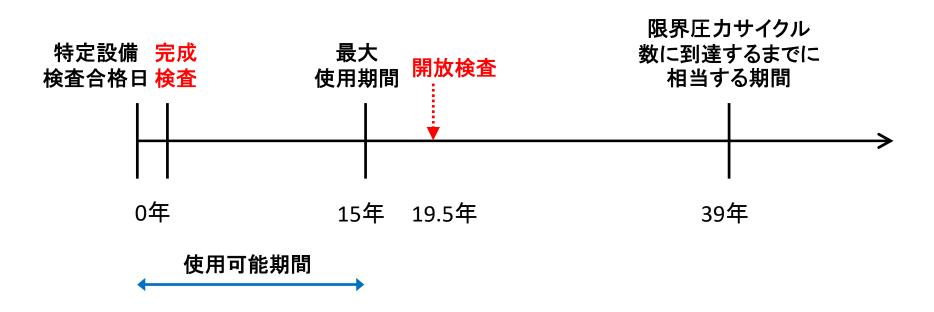


表 6 ①材料及び設備の種類の要件を満たしている場合 例外:外部から非破壊検査

〈最大使用期間は30年、限界圧力サイクル数は設計圧力サイクル数の1.3倍の場合〉

【開放検査周期の設定例】

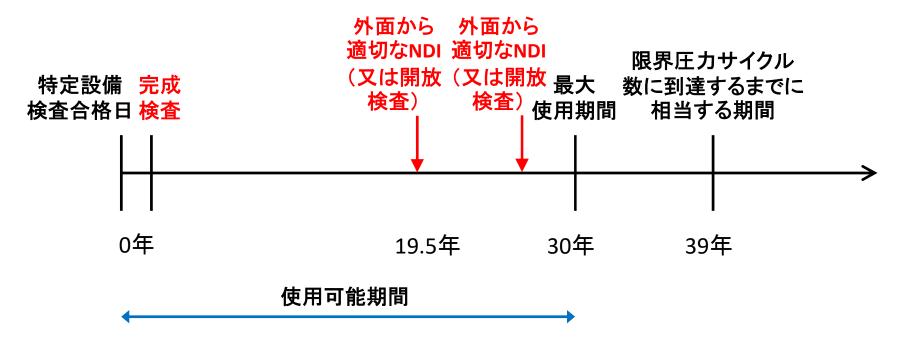


表6②材料の要件を満たしている場合

例外:外部から非破壊検査(連続採用不可)

〈使用期間の制限なし、限界圧力サイクル数の設定なし〉

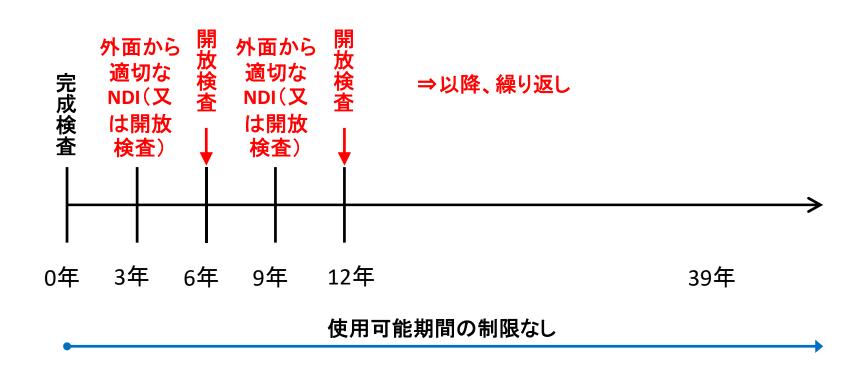


表6②材料の要件を満たしている場合

例外:外部から非破壊検査

〈使用期間の制限なし、限界圧力サイクル数の設定なし〉

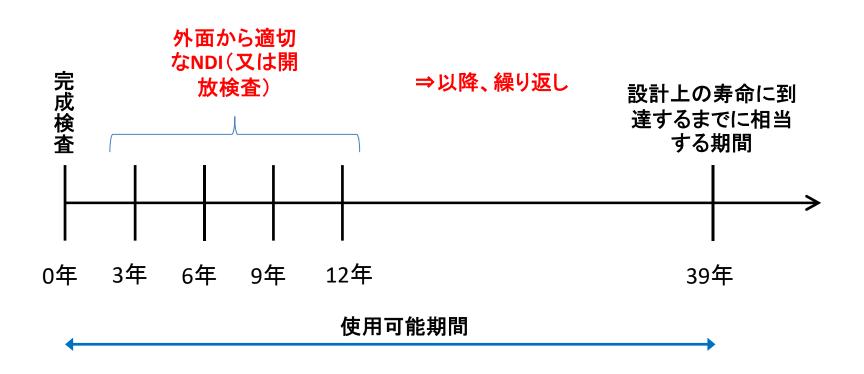


表 6 ③設備の種類の要件を満たしている場合 原則:寿命の半分

〈水素の影響を考慮した設計上の寿命に到達するまでに相当する期間を39年とする。〉

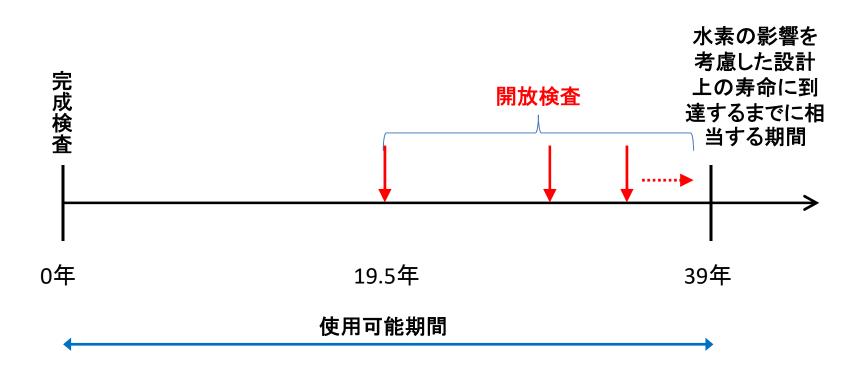
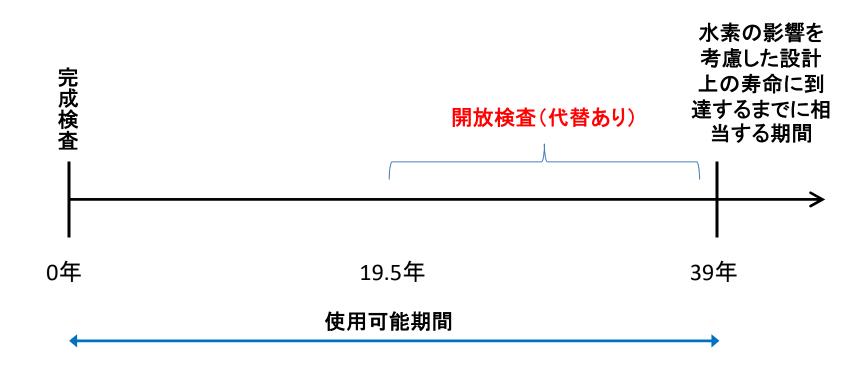
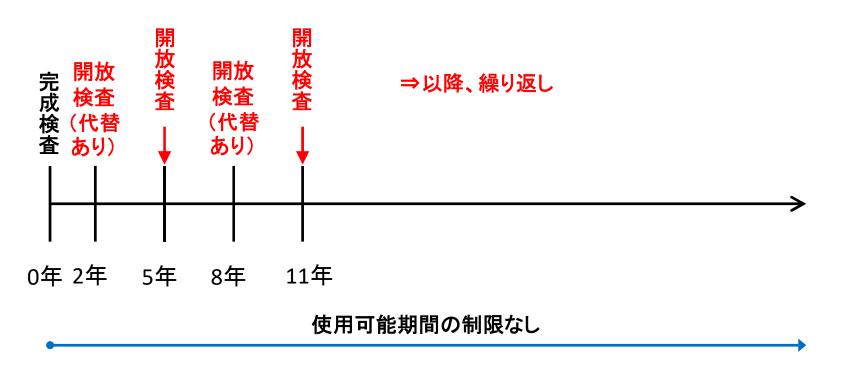


表6③設備の種類の要件を満たしている場合例外:外部から非破壊検査



胴部及び鏡部: NDIS 2431:2018による検査、 ねじ部についてはJIS G 0857:2007による検査を毎年実施。 →外部からの適切な非破壊検査を毎年実施することにより、延長可能。 表6④材料と設備の種類の要件を共に満たしていない場合例外:外部から非破壊検査(連続採用不可)

〈使用期間の制限なし、限界圧力サイクル数の設定なし〉

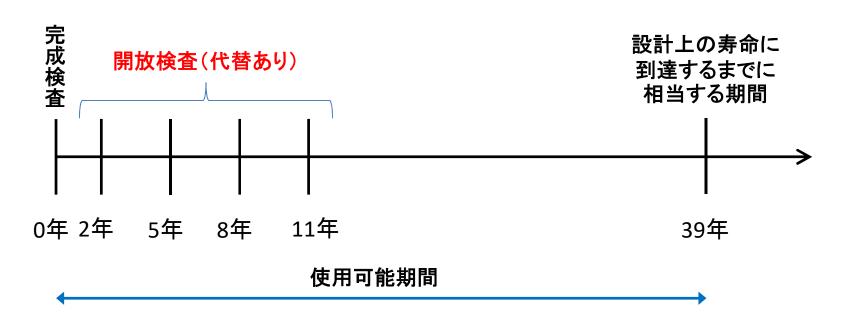


胴部及び鏡部: NDIS 2431:2018による検査、

ねじ部についてはJIS G 0857:2007による検査を毎年実施。

表 6 ④材料と設備の種類の要件を共に満たしていない場合 例外:外部から非破壊検査

〈設計上の寿命に到達するまでに相当する期間を39年とする。〉



胴部及び鏡部: NDIS 2431:2018による検査、

ねじ部についてはJIS G 0857:2007による検査を毎年実施。

→外部からの適切な非破壊検査を毎年実施することにより、延長可能。

b セーフティカップリングの検査方法

・以前の規定では「作動試験」を要求していた。 しかしながら、実際に作動試験を行うとそのまま復旧 して使うことができず、製造工場での整備が必要となる 場合がある。

作動試験:破壊試験

→「分解・点検整備」による代替検査について検討され、 「作動試験又は分解点検・整備」となった。